

事業計画の概要を記載した書類

1. 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

排出事業者より処理委託を受けた産業廃棄物（木くず・がれき類（コンクリート廃材及びアスファルト廃材）
 ・コンクリートくず）を中間処理（破碎処理）し、再生材として再生利用する。
 処理の実施に当たっては関係法令を遵守し、適正な処理を行う。

2. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称 及び所在地
1	がれき類 (コンクリート廃材及 びアスファルト廃材)	中間処理(破碎)	372t/月	固 体	別紙 1-1
2	ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁 器くず(コンクリート くずに限る。)	中間処理(破碎)	10t/月	固 体	別紙 1-2
3	木くず	中間処理(破碎)	94t/月	固 体	別紙 1-3

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。